

業務報告書の必要性とその活用状況についてのご説明

1. 業務報告書様式制定の経緯と必要性

(1) 貸金業規制法（昭和 58 年）施行に伴う様式制定

貸金業規制法は、貸金業を営む者の業務の適正な運営を確保し、もって資金需要者等の利益の保護を図ることを目的に制定されました。当該目的を達成するにあたり、その市場規模を把握するため、3月末時点における個別貸金業者の貸付残高等を把握する様式が制定されました。

(2) 改正貸金業法（平成 18 年）施行に伴う様式の拡充と必要性の向上

多重債務問題や商工ローン問題といった各種問題が生じたことを踏まえ、当該問題の再発防止を目的に、改正貸金業法が成立しました。当該改正法においては、健全な競争により市場メカニズムが十分に機能する貸金市場が構築されることが求められ、総量規制及び上限金利引下げ等の個々の行為規制が強化されたほか、業務改善命令が導入されるなど、これまで以上に貸金業界・貸金業者の実態を適切かつ正確に把握し、適時適切な監督を行う必要が生じました。それを受けて、その情報を得るツールのひとつである業務報告書の必要性も増大し、様式の拡充も行われました。

2. 業務報告書の監督上の活用方法

(1) 貸金業界全体像の把握

個々の貸金業者の事業年度が区々となっていることを踏まえ、全貸金業者から毎年3月末時点の詳細な計数を徴収し、集計しています。貸金業界の全体像を明らかにすることで、他の貸付けを行う業態（たとえば、銀行等）との比較が可能になるほか、個別貸金業者の貸金業界における位置づけも明らかにする（＝規模特性の相対化を行う）ことができます。なお、貸金業界の全体像を表す計数については、当庁において「貸金業関係資料集」（貸金業界の市場規模が分かる重要な資料）を作成・公表しているほか、国会等への提出資料や国会答弁にも利用しております。

(2) 個別貸金業者の監督・指導

貸金業界全体像との比較を通じ、規模特性を踏まえた個別貸金業者のビジネスモデルを把握し監督に活用しているほか、個別貸金業者の総量規制の超過状況や上限金利の超過状況等を確認し、超過している場合には直接業者の監督・指導を行っています。

⇒ 個別項目の経緯と具体的な活用状況は、別紙のとおりです。

3. 今後の対応

今回のご指摘を踏まえ、業務報告書の必要性や徴求方法等について登録行政庁や事業者にヒアリング等を行い、重複感の実態を十分に把握したうえで、監督事務上、真に必要なものに限定するよう、様式の削減を検討して参ります。

業務報告書の必要性とその活用状況についてのご説明（別紙）

	項番	項目	導入の経緯やその用途
残高	1	貸付金の種別残高	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸金業規制法施行（昭和58年）に伴い様式制定。 ○ 貸金業界の市場規模の把握を目的。 ○ 貸付対象（消費者向・事業者向）や貸付残高等、個別貸金業者（以下、「個社」という。）の特徴の大枠理解に活用。 ○ 集計結果は「貸金業関係資料集」等、各種資料の作成の基礎データとして利用。
	2	業種別貸付残高	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸金業界の市場規模（各業種における貸金業の需要）の把握を目的。 ○ 業種の残高の現状・推移を把握し、過熱業種がないか確認。 ○ 個社において業種傾注が行われていれば、必要に応じてフォローアップを実施。
	6	貸付金の種別残高（除外貸付・例外貸付）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 改正貸金業法施行（平成18年）に伴い様式拡充。 ○ 改正貸金業法で導入された除外貸付・例外貸付の制度趣旨の浸透状況の把握を目的（※1）。 ○ 個社のビジネスモデルの理解に活用。
金額	3	金額別内訳	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3は貸金業規制法施行（昭和58年）に伴い様式制定。8は消費者向貸付の伸長（平成16年）に伴い様式制定。10は改正貸金業法施行（平成18年）に伴い様式拡充。 ○ 貸金業界の規模（大口・小口）面の詳細な市場の把握を目的。 ○ 個社の特性やビジネスモデルを理解（消費者向・事業者向無担保といった商品性により踏み込んで理解）。
	8	消費者向無担保貸付金の金額別内訳	
	10	事業者向無担保貸付金の金額別内訳	
期間	4	期間別内訳	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付期間の長短を把握し個社の規模特性やビジネスモデルの把握に活用。 ○ 個社毎の期間の長短に応じた資金調達状況から、資金繰りの把握も可能（個社の経営状況の理解）になり、監督・指導に活用。
金利	5	貸付金の金利別内訳	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸金業界の詳細な金利市場の把握を目的。 ○ 貸付金の金利は商品性の重要な要素。そこを端緒に、個社の特性やビジネスモデルを理解（消費者向・事業者向無担保といった商品性により踏み込んで理解）。 ○ 金利は資金需要者のリスクに応じて設定されるべき（改正貸金業法も、それを期待）で、個社において、左記貸付けが行われているかの把握の上、個社の指導・監督に活用。 ○ 改正出資法施行以前に締結された契約は、引き続き当時の上限金利が適用。個社において左記契約の件数・残高の把握、適正な金利帯への移行を確認、個社の指導・監督に活用。
	9	消費者向無担保貸付金の金利別内訳	
	11	事業者向無担保貸付金の金利別内訳	
	7	総量規制超過部分の貸付残高	<ul style="list-style-type: none"> ○ 改正貸金業法施行（平成18年）に伴う様式拡充。 ○ 総量規制の導入により、超過部分の段階的な解消が必要であり、個社毎の超過部分の現状・解消推移の把握を目的。 ○ 必要に応じ超過部分の解消について個社の指導・監督に活用。

	項番	項目	導入の経緯やその用途
その他	12	消費者向無担保貸付金の新規契約状況等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消費者向貸付の伸長（平成16年）に伴い様式制定。 ○ 消費者向無担保貸付の急激な増加は多重債務化につながりやすいことを踏まえ、その状況の把握を目的。 ○ 個社の消費者向無担保貸付の状況を把握の上、必要に応じ、審査や融資判断の適切性について指導・監督に活用。
	13	自己検証の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸金業者向けの総合的な監督指針制定時から制定。 ○ 改正貸金業法において、内部管理態勢の充実が求められるようになり、その実行状況を把握し、必要に応じ、指導・監督に活用（※2）。
	14	貸金業協会等への加入状況等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸金業規制法施行（昭和58年）に伴い様式制定。 ○ 貸金業法には兼業規制がないため、事業者は多種多様であり、各事業者の業態を把握を目的。 ○ 把握した業態の規模特性に即し、ビジネスモデルの把握等に活用。 ○ 「貸金業関係資料集」の業態分類に利用。

（※1） 総量規制が導入されたことにより、基準額（年収の三分の一）以上の貸付けは禁止されたが、総量規制になじまない貸付け（住宅ローンや自動車ローン等）や個人顧客の健全な資金ニーズに応える貸付け（個人顧客が有利となる借換えや個人事業主に対する貸付け等）は規制の除外・例外とされた。

（※2） 監督指針「Ⅱ－1 経営管理等」の項目では、内部管理態勢の確立・整備が謳われており、独立した部門による内部監査の実施が求められている。しかしながら、貸金業者の業態は多種多様であるところ、個人や法人でも代表者が1名のみで業務を行っている貸金業者も存在し、そのような者においても内部監査に代わる措置を行わせる必要がある。

内部監査に代わる措置のひとつとして、「自己検証」が設けられており、上記のような貸金業者においても、「自己検証」を通じて、その経営管理等が適切に行われていることを確認している。